

厚生労働省 佐賀労働局発表  
令和2年10月28日(水)

担 佐賀労働局総務部労働保険徴収室  
室長 城野 弘志  
室長補佐 山下 晶澄  
当 TEL 32-7168 FAX 32-7151  
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

## 労働者を一人でも雇えば労働保険に加入が必要です

～11月を「労働保険適用促進強化期間」として適用促進を図ります～

○労働保険は、アルバイト・パートの名称に関わらず、労働者（※1）を一人でも雇ったら加入しなければならない相互扶助のための政府が運営する強制保険（※2）です。

○事業主が加入を怠っていた場合には、最大3保険年度遡った労働保険料と追徴金（10%）を支払うことが必要となり、また、未加入期間中に労働災害が発生した場合には、労災保険給付額の全部又はその一部を事業主が負担しなければならない場合があります。

※1 労働者とは、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等(外国人も含まれます)、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受ける者をいいます。

※2 労働保険は「労災保険」「雇用保険」の総称です。雇用保険は、名称や雇用形態にかかわらず ①週20時間以上かつ②31日以上 の雇用見込みがある場合には対象となります。

佐賀労働局では「労働保険適用促進強化期間」に労働基準監督署・公共職業安定所と共同で次のような広報活動を実施します。

- 1 佐賀労働局ホームページによる広報
- 2 関係団体でのパンフレット・リーフレットの配布
- 3 許認可権限を有する地方自治体等でのパンフレット・リーフレット配布
- 4 労働保険加入促進業務の受託団体と連携した未手続事業場への訪問加入促進

まだ、労働保険に加入していない事業主の方は、お近くの労働基準監督署、公共職業安定所又は労働保険徴収室へお問い合わせの上、早急な加入手続きをお願いします。